

## 第4章 計画の進行管理

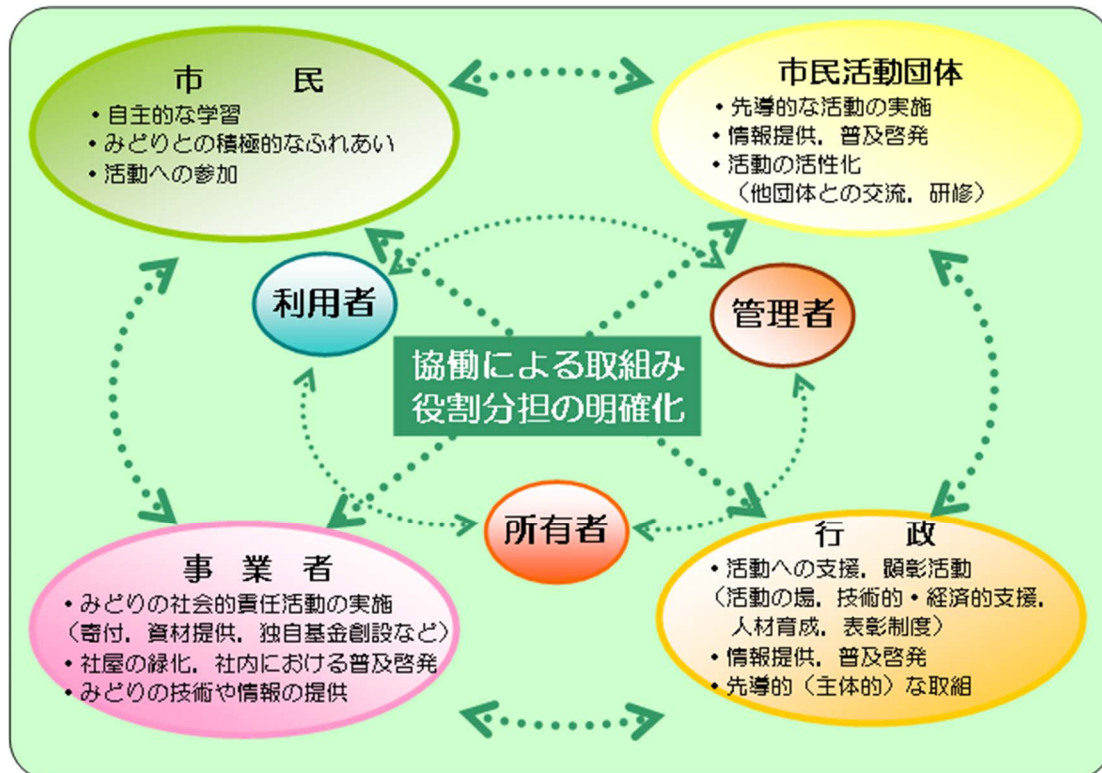
# 1 推進体制

## (1) 市民、市民活動団体、事業者、行政の取組みの基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、市民、市民活動団体、事業者、行政が目標を共有化し、それぞれが所有者、利用者、管理者としての役割を担い、連携し、持続的に取組んでいく必要があります。

みどりのまちづくりに関わる各主体の基本的な取組みは次のとおりです。

- 市民
  - 自主的な学習、みどりとふれあいや活動への積極的な参加。
  - 土地の所有者は、緑地の保全や緑化。
- 市民活動団体
  - 先導的な活動の実施。みどりの情報提供、普及啓発。活動の活性化。
- 事業者
  - みどりの社会的責任活動の実施。社屋の緑化。社内における普及啓発。みどりの技術や情報の提供。
- 行政
  - 市民活動団体の活動支援。企業のみどりの社会的責任活動との連携。みどりの顕彰活動。みどりの情報提供、普及啓発。先導的なみどりの取組み。



図一〇〇：各主体の役割分担の概念図

## (2) 第三者機関や市民による評価

本計画に掲げる施策や事業を着実に推進するために、百年の杜推進部をはじめ市内の各局・区が率先して施策・事業に取り組んでいくとともに、その実施状況や成果指標の達成状況について定期的に点検・評価を行い、杜の都の環境をつくる審議会に報告します。

また、それらの点検・評価結果についてはホームページなどでも公開し、広く市民と共有するとともに、定期的にみどりの市民意識調査を実施することにより、評価を行います。

## (3) 庁内連携の強化

本計画の掲げる理念を実現していくためには、庁内各局が連携し、共通の意識をもって施策展開を図っていく必要があります。そのため新規に施策を実施する際など、適宜連絡調整会議を開催し、効率的で効果的な施策・事業展開が図れるよう調整します。

## (4) 関係機関との連携

国有林や県有林、仙台港の港湾緑地や宮城野原公園などの公園緑地、名取川や広瀬川、七北田川など、国・県が管理するみどりは、本市においても貴重なみどりとなっています。また、国の施設や大学、駅などの公共空間も、みどり豊かな空間を形成する上で欠かせないものとなっています。そのため、奥山、里山、市街地、田園、海岸の各エリアにおいて、これら国・県、公益企業などの関係機関と十分に連携を図りながら、本計画を推進します。

また、(公財) 仙台市公園緑地協会は、都市公園の管理運営やみどりの普及啓発において、重要な役割を担っています。本協会と連携し、市民ニーズに応じたソフト事業などを展開します。

## 2 進行管理

計画の進行管理にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の PDCA サイクルを導入します (図一〇〇)。評価は、毎年度、事業の進捗を把握するとともに、中間年度 (令和 7 年度) には、成果指標として設定する「計画全体の指標」(表一〇〇) 及び「5つの基本方針ごとの指標」(表一〇〇) の達成状況の確認とみどりの市民意識調査や緑の分布調査、緑視率調査等を実施し、中間見直しを行います。

計画期間は 10 年 (令和 12 年度まで) としますが、社会情勢の変化などを踏まえ、施策・事業、目標・指標、重点プロジェクトなどを見直すこととします。

### (1) 計画全体の指標

本計画を推進していく中で、全体の目標となる指標

表一〇〇：計画全体の指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
指標1 <sup>※1</sup>	市域全域の緑被率 (「仙台市緑の分布調査」からの引用)	78.4%	維持・向上
指標2 <sup>※1</sup>	都市計画区域内の 都市公園等 <sup>※2</sup> の市民一人当たり面積	18.6 m <sup>2</sup>	20 m <sup>2</sup>
指標3	百年の杜づくりに対する市民満足度 <sup>※3</sup> (「施策目標に関する市民意識調査」からの引用)	69.5%	現在より向上
指標4	身近なみどりに対する市民満足度 <sup>※4</sup> (「みどりの市民意識調査」からの引用)	34.7%	現在より向上

#### ※1 指標 1, 2 の設定について

指標 1, 2 は前計画では「みどりの量に関する目標」として設定されていたものです。自然が持つ多様な機能を活用していくためには、ストックの適正な維持管理によるみどりの質の向上に加えて、緑地の保全や公園空白地の解消、街路樹植栽や民有地緑化によるネットワークの維持・形成などにより、引き続きみどりの量の充足等にも取り組んでいく必要があります。前計画に引き続き、これらの指標を設定することでみどりの量の向上を図ります。

#### ※2 「都市公園等」で対象となるみどり

①都市公園

②都市公園を除く公共施設で次に掲げる施設

屋外運動場を有する運動施設、墓園、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習関係施設

**①指標 1について**

5年に1度実施する「仙台市緑の分布調査」結果を使用します。

**②指標 2について**

年度ごとにその前年度に公告あるいは供用が開始された都市公園及び対象となる公共施設の数量、人口動態（その年の4月1日時点の住民基本台帳の数値を参照する）を把握し、算出する。

**③指標 3について**

毎年実施する「施策目標に関する市民意識調査」結果（百年の杜づくりを評価する（「評価する」＋「どちらかといえば評価する」の合計）市民の割合）を使用します。

**④指標 4について**

5年に1度実施する「みどりの市民意識調査結果」結果（身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合）を使用します。

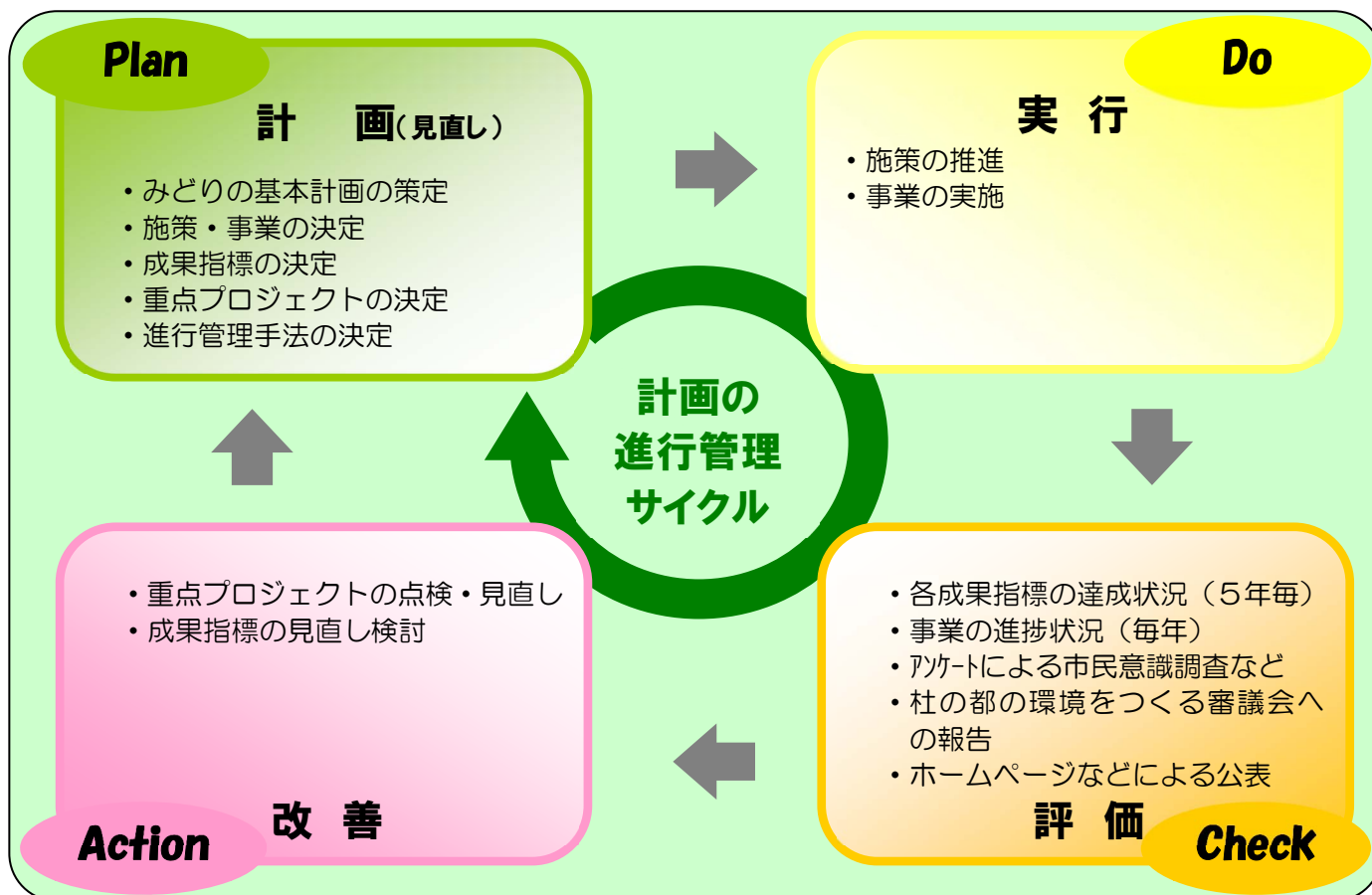
## (2) 5つの基本方針ごとの指標

各方針において計画期間内に重点化する事業・取組みに対して、達成状況を確認するための指標

表—〇〇：5つの基本方針ごとの指標

指標の概要		基準値(R1)	目標値(R12)
方針1 (みどりと共生するまち)	公園緑地等における浸透施設整備による雨水の浸透量(1時間当たり)	—	R12までの10年間で 1,500 m <sup>3</sup>
	身近な生きもの(9種)の認識度※	ツバメ 75.2%他	全ての種で 現在より向上
方針2 (みどりで選ばれるまち)	新たに民間活力を導入する公園施設数	—	R12までの10年間で 4か所
	都心部の①緑被率・②平均緑視率	①14.2% ②31.7%	現在より向上
方針3 (みどりを誇りするまち)	街路樹の再生(更新路線数)	—	R12までの10年間で 10路線実施
	仙台ならではのみどりを活用した(名木・古木めぐりなど)イベント開催件数	10回/年	10回/年 以上
方針4 (みどりとともに人が育つまち)	身近な公園の役割が子どもを遊ばせる場所と回答する市民の割合(みどりの市民意識調査)	62.6%	現在より向上
	コミュニティを育むみどりの市民活動団体の結成数	1,358 団体	1,460 団体
方針5 (みどりを大切に するまち)	公園施設改修件数	—	R12までの10年間で 延べ 1,200 公園
	ふるさとの杜再生プロジェクトのイベント参加者数	—	R12までの10年間で 延べ 2,000 人

※アンケート調査により、ツバメやセミなど9種の身近な生きものについて、過去1年間に見た・鳴き声を聞いたと回答する市民の割合を把握するもの。アンケートは中学1年生とその家族(計3,500人程度)を対象としている。



図一〇〇：計画の進行管理サイクルの概念図





**参考資料**

## 1 計画策定に関する市民意見

対象	調査概要	方法と期間	意見等の内容
市民等	[実施機関]仙台市 [概要]みどりの市民意識調査	[実施方法]郵送アンケート [実施期間]令和元年9月5日～ 令和元年9月27日 [対象者数] 市民5,000名	・「杜の都」という言葉について ・これから先の仙台市のみどりのまちづくりについて ・グリーンインフラについて など
	[実施機関]仙台市 [概要]仙台市居住経験者アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年10月26日～ 令和2年10月27日 [対象者数] 市外居住者400名	・「杜の都」を代表するみどり ・仙台市にもっとあった方がいいと思う身近なみどり など
事業者	[実施機関]仙台市 [概要]企業アンケート	[実施方法]webアンケート [実施期間]令和2年11月24日～ 令和2年11月30日 [対象者数] 企業208社	・仙台市で企業又は進出する際のみどりの魅力について ・企業活動に対する仙台市のみどりの寄与について など

## 2 計画策定の経過

(1) 杜の都の環境をつくる審議会名簿

■第24期（令和元年10月 1日～令和3年9月30日）

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
板橋 恵子	ラジオパーソナリティ【放送文化・防災】
内海 一富	一般社団法人 宮城県造園建設業協会 会長【造園】
遠藤 智栄	地域社会デザイン・ラボ 代表【まちづくり・人材育成・協働／市民参画】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 キャンパスデザイナー【都市デザイン】
小嶋 秀是	宮城県樹木医会【樹木診断・造林学】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
佐藤 靖祥	仙台弁護士会【弁護士】
◎中静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長【植物生態学】
平塚 明	岩手県立大学 名誉教授【植物生態学】
※福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
○舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
米倉 正子	特定非営利活動法人 冒険あそび場ーせんだい・みやぎネットワーク 事務局【教育】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／工学部 建築学科 教授【工学・建築学・環境工学】

◎会長，○副会長，※臨時委員 (敬称略・五十音順)

臨時委員の福岡委員は令和2年2月25日～令和3年 月 日まで

(2) 杜の都の環境をつくる審議会専門部会（「仙台市みどりの基本計画」改定検討部会）名簿

氏名	所属・役職等
池邊 このみ	千葉大学 大学院 園芸学研究所 教授【環境造園デザイン学】
小貫 勅子	東北大学 キャンパスデザイン室 キャンパスデザイナー【都市デザイン】
近藤 寛	(財)日本造園修景協会 理事【造園(ランドスケーププランニング・デザイン)】
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授【ランドスケープデザイン】
◎舟引 敏明	宮城大学 事業構想学群 教授【公園緑地・都市計画】
渡邊 浩文	東北工業大学 副学長／工学部 建築学科 教授【工学・建築学・環境工学】

◎部会長 (敬称略・五十音順)

福岡委員は令和2年3月3日に就任

(3) 杜の都の環境をつくる審議会及び専門部会開催経過

会 議 名	開 催 日 時	内 容
第 84 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和元年 11 月 25 日	・ 諮問 ・ 「仙台市みどりの基本計画」改定の趣旨 ・ 改定スケジュール、専門部会の設置
第 1 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 1 月 23 日	・ 現「仙台市みどりの基本計画」の振り返り等
第 2 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 3 月 6 日	・ 次期計画の方向性等（案） ・ 都心部におけるグリーンインフラに係る施策・取組み（案）
第 85 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 3 月 25 日	・ 改定検討状況の報告
第 3 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 7 月 13 日	・ 次期計画の骨子（案） ・ 都心部以外におけるグリーンインフラに係る施策・取組み（案）
第 86 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 8 月 24 日	・ 改定検討状況の報告
第 4 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 9 月 7 日	・ 次期計画の骨子（修正案） ・ 次期計画の重点的な取組み（案）
第 5 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 2 年 12 月 18 日	・ 次期計画中間案（素案）
第 87 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 2 年 12 月 21 日	・ 次期計画中間案（素案）の報告
第 6 回 「仙台市みどりの基本計画」 改定検討部会	令和 3 年 1 月 18 日	・ 次期計画中間案（修正案）
第 88 回 杜の都の環境をつくる審議会	令和 3 年 1 月 28 日	・ 次期計画中間案（修正案）

## 3 用語集

---

- あ -

### あめにわ 雨庭

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地。レインガーデンとも呼ばれる。

### いぐね 居久根

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹木のこと。一般的には「くね」といい、地境を意味する。樹木はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪の防止に役立っている。かつては、建築材、燃料、食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

### イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

### インフラ

インフラストラクチャー（infrastructure）の略語。一般的には道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、港湾、空港、治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などをいう。

### エコロジカルネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、野生生物の生息地等の自然地域を緑地などの空間でつないだ生態系のネットワーク。

### エコ ディーアールアル Eco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction：生態系を活用した防災・減災）

生態系が持つ多様な機能を活用して、災害によるリスクを低減させること。例えば、森林の適切な整備による土砂災害の防止や、海岸林による津波災害の軽減、水田等の農地による洪水緩和等が挙げられる。

### エスディージェー SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた、令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標。持続可能な社会を実現するため、「誰一人取り残さない」を理念とし、地球規模の課題である貧困や飢餓、エネルギー、気候変動等に関する 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットを掲げている。

## エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、住民・事業者・権利者等が主体となって、地域資源を活かしたまちづくりや地域課題の解決等に継続的に取り組むまちづくりの手法。

## オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、建物に覆われていない土地の総称。また、都市内では、建物の敷地内に確保された開放性の高い、まとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として一般市民が自由に通行または利用できる場所をいう。

## 屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

- か -

## 開発行為

主として建築物またはコンクリートプラントやゴルフ場などの工作物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。都市計画法により、市街化区域内での一定規模以上の開発行為や市街化調整区域での開発行為については、市長の許可を受ける必要がある。

## 河川愛護会

河川や水辺施設の環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるように、自発的・日常的清掃活動を行う地域団体。

## 環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等について、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して地域住民や行政等からの意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ小さくするよう対応を促す手続き。

## 企業の社会的責任（CSR）

企業は社会的な存在であり、自社の利益を追求するだけでなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。CSRはCorporate Social Responsibilityの頭文字。

## 気候変動

大気の状態である気候が変化すること。その要因は人為的な要因（温室効果ガスの増加、森林破壊など）のほか自然的要因（地球自転軸の傾きの変動、太陽活動の変化、火山噴火など）もある。気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に起因する気候の変化で

あって、比較することができる期間において観測される気候の自然な変動に対し、追加的に生ずるものと定義されている。

### **協働**

市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、目的を共有して、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、または補完することで地域の課題の解決や魅力の向上に取り組むこと。

### **グリーンインフラ**

コンクリート等の人工構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取り組み）。

### **グリーンビルディング**

エネルギーや水の使用量削減、施設の緑化など、建物全体の環境性能が高まるよう最大限配慮された建築物の総称。

### **景観計画**

区域と方針、景観形成上の制限内容や景観重要公共施設の整備方針などを定める景観行政を進める基本的な計画。本市では、「杜の都」の特性を活かした魅力的な景観形成の推進を目的として平成 21 年(2009 年)に仙台市「杜の都」景観計画を策定した。

### **公園愛護協力会**

公園ごとに組織され、街区公園の除草清掃、遊具施設の点検通報活動、園芸講習会や適正利用等に関する公園愛護思想の普及など地域におけるきめ細かな活動に取り組み、地域コミュニティづくりに貢献している市民団体。

### **公園空白地**

街区公園の標準誘致距離である半径 250m の範囲に都市公園がない地域。

### **公開空地**

建築基準法五十九条の二に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地等のうち、歩行者が日常自由に通行または利用することができる部分。

－ さ －

### **再生可能エネルギー**

温室効果ガスを排出せず、国内で生産でき、安全性の高い低炭素の国産エネルギー源をいい、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど多様な種類がある。

## 里山

都市の身近にあり、燃料・肥料・食料・生活資材の調達など様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた雑木林・アカマツ林などの二次林、スギやヒノキの植林などで構成される低山や丘陵。

## 市街化区域

市街化を促進する区域として、都市計画で定める区域。既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域に指定される。

## 施設マネジメント

将来にわたって持続可能な都市運営を行うため、経営的な視点から施設を効果的・効率的に活用し、管理する活動。

## 施設緑地

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地のこと。都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」の施設緑地に区分される。公共施設緑地とは、都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされており公園緑地に準じる機能を持つ施設。民間施設緑地は、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

## 指定管理者制度

従来、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営について、株式会社を初めとした企業・NPO法人など様々な団体に包括的にゆだねることができる制度。仙台市では、平成16年(2004年)度から導入している。

## 樹冠

樹木の上部についている枝と葉の集まり。

## 水源・地下水涵養

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を調整し洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林の土壌を通過することにより、水質が浄化される機能のこと。

## ストック

在庫品。手持ちの品。ある時点で存在する資源。

## 生態系

ある地域に存在する全ての生物と、非生物的環境(大気・水・土壌・光など)を、食物連鎖等の関



係により、とらえたまとまり。生態系内では、生物間や生物－非生物間の相互作用により、バランスのとれた状態となっている。

### **生物多様性**

自然の豊かさを表しており、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの階層がある。各階層で種類の数やその量のバランスなどにより評価される。

### **仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）**

仙台市環境基本条例第8条に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定めるもの。

### **仙台防災枠組2015-2030**

平成27年(2015年)3月に、国連が主催し、仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書。令和12年(2030年)までの国際的な防災の取組指針であり、防災の主流化、事前の防災投資などの新しい考え方を提示し、女性や子ども、企業など多様な主体の役割を強調したのが特徴。

### **総合設計制度**

建築基準法第59条に基づき、敷地内に一般に公開された広場や緑地などの空地を確保する良好な建築計画に対して、容積率や高さ制限などの緩和を行い、市街地環境の整備改善を図る制度。

- た -

### **多自然川づくり**

瀬や淵の保全・再生、植生・自然石を利用した護岸の整備など生物の良好な生育環境に配慮し、併せて自然景観を整備・保全する取組み。

### **多層緑化**

敷地内の緑化のうち、高木・中木などと低木、地被類、花壇などを組み合わせて行う植栽。みどり豊かな都市環境の形成において、効果的で質の高い緑化として推奨している。

### **地域制緑地**

都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地等、一定の地域を指定して定められているもの。

### **地球温暖化**

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次評価報告書によると、過去100年間に地上気温が0.74℃上昇し、世界の氷河が融けて先端

が後退するなど、既に世界中で様々な影響が現れていることが分っている。

## 地区計画

各地区の特性に応じたきめの細かい環境整備を行うために、地区住民などの合意のもとに都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザイン、垣や柵の構造などを定めるもののほか、一定の条件の下に容積率制限や斜線制限を緩和するものもある。

## 地区計画等緑地保全条例制度

都市緑地法第 20 条に基づき、屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。地区計画等緑地保全条例は、特別緑地保全地区と同等の行為規制を行うことが可能になる。

### （施設の）長寿命化

建築物や公共施設、ライフラインなどにおいて、更新に係る費用の抑制と平準化を図るため、改修などにより耐用年数の延長を図ること。

## 適応策

既に起こりつつある又はこれから起こりうる気候変動による影響にあらかじめ備え、被害の防止や軽減を図るための対策のこと。農作物の高温対策、水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等が挙げられる。

## 都市機能

都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能を総称したもの。

## 都市計画区域

都市計画法第 5 条に基づき、自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現状や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。本市の都市計画区域は 5 市 5 町 1 村からなる「仙塩広域都市計画区域」として宮城県により指定されている。

## 都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として昭和 31 年(1956 年)に制定された法律。

## 都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定められた地域。

### **都市緑地法**

都市化の進展に伴い良好な自然環境を形成している樹林地・草地・水辺等が急速に都市において減少することに鑑み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された法律。平成16年(2004年)に「都市緑地保全法」が改正され創設。既存の良好な自然環境を積極的に保全するための施策として「緑地保全地域」の制度や市街地の緑化を推進する「緑化地域」の制度等が拡充された。平成29年(2017年)に改正された。

### **土地区画整理事業**

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに敷地の利用を増進するため個々の宅地を整然と道路に面するように、区画形質の変更を行う事業。

### **土地利用調整制度**

郊外部において開発事業を実施しようとする事業者が、土地利用方針との整合性を確保した計画を作成するとともに、土地利用調整手続の実施を通して開発事業計画を公表し、市民意見や市長意見に配慮した計画を検討することにより、郊外部における適正な土地利用を誘導する制度。

- な -

### **二酸化炭素**

動物の呼吸や、石油・石炭等の化石燃料の燃焼に伴って発生する気体で、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つ。

- は -

### **バイオマス**

木や草など、再生可能な生物由来の有機性の資源のことで、「Bio(生物)」と「Mass(量)」を組み合わせた用語。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出するが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴がある。

### **PFI**

従来、国な地方公共団体が自ら行ってきた公共施設などの設計・建設・維持管理・運営を、民間の資本・経営能力・技術的能力を活用して行う社会資本整備の手法。仙台市におけるPFIの事例としては、新天文台や新野村学校給食センター、新高砂学校給食センターが挙げられる。

### **ヒートアイランド現象**

都市部でのエネルギー消費量の増加や緑地の減少、ビルなどの構造物が熱をため込むこと、道路がアスファルトやコンクリートで固められているために、地表面からの水分蒸発が少なくなることなどによって起こる、都市部の気温が郊外と比較して高くなる現象のこと。

### ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する「バイオ：Bio」と場所を意味する「トープ：Tope」から作られた合成語で、生態系として特定の生物群集が生存するうえで必要な空間のこと。「自然」を「緑」だけでなく「生物」を含めた一体のものとしてとらえ、現存する環境を保全あるいは修復、創造していく場合に、人間と生きものが共存できる場づくり、空間づくりを意図した用語。

### 東日本大震災

平成 23 年(2011 年)3 月 11 日 14 時 46 分に、三陸沖の宮城県牡鹿半島の東南東 130km 付近で発生した、深さ約 24km を震源とする地震。マグニチュードは、昭和 27 年(1952 年)のカムチャッカ地震と同じ 9.0 で、日本国内観測史上最大規模、アメリカ地質調査所 (USGS) によれば、1900 年以降、世界で 4 番目の規模。

### 広瀬川創生プラン

平成 16 年(2004 年)に市民 NPO、国県関係機関、企業及び学識経験者からなる「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により策定された各主体共通のアクションプラン。平成 27 年(2015 年)3 月に改定された。

### 広瀬川の清流を守る条例

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和 49 年(1974 年)に制定された。河岸の自然環境を守るための「環境保全区域」、水質を守るための「水質保全区域」を指定している。

### 風致地区

都市内の樹林地、丘陵、渓谷、水辺などのすぐれた自然的景観を形成している地区や、歴史的な人文景勝地について、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められる地区。

### プレーパーク

既成の道具を置かず、子どもたちが工夫して、遊びを作り出すようにしている遊び場。子どもの安全確保のために指導員等を置くこともある。

### 防災環境都市

仙台市が歴史の中で築き上げてきた、豊かな自然と市民の暮らしや都市機能が調和した「杜の都」としてのまちづくりに、東日本大震災の経験や教訓を踏まえて、防災の視点を織り込んだ都市の

あり様を示すスローガン。安全に安心して市民生活や経済活動を営むことができる、持続可能な魅力あるまちづくりを国内外に発信し、都市の価値を高めていくための取り組みを進めている。

- ま -

### 緑の活動団体

杜の都の環境をつくる条例第 34 条に基づき、認定された市民団体。本市では認定された団体に対し、緑に関する情報や活動支援などを行っている。

### 杜の都の環境をつくる条例

緑の保全や創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に昭和 48 年(1973 年)に制定された条例。保存緑地や保存樹木の指定及び建築行為等における緑化基準などを定めている。

- や -

### 屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた林。一般には農家に防風などの目的で設置され、季節風の強い地域に多く見られる。本市においては、東部の農地に分布するものは居久根<sup>いぐね</sup>と呼ばれる。

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

- ら -

### 緑視率

人の目線からみた範囲のうちみどりの占める割合。緑被率と比較して、人が視覚的に緑の状況を実感できる指標であり、みどりが豊かと感じる緑視率は 30%程度といわれる。

### 緑被地

樹林地や公園等の芝生、ススキ・ササ等の草地、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面のこと。

### 緑被率

緑被地面積が対象区域全体面積に占める割合を表したもの。

### 緑化計画認定制度

杜の都の環境をつくる条例第 29 条に基づき、1,000 m<sup>2</sup>以上の土地または敷地において建築行為を行う場合には、あらかじめ当該建築行為に係る土地または建築物敷地内についての緑化に関する計画書(緑化計画書)を提出し、市長の認定を受けることを義務づけている制度。

### **緑化重点地区**

都市緑地法第4条に基づき定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。本市では4地区（仙台都心部地区，あすと長町地区，卸町地区，泉中央地区）指定している。